

広域振興局長

提出者 ソフトバンク株式会社
住所 〒105-7529 東京都港区海岸一丁目7番1号
氏名 代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮川 潤一

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

地球温暖化対策実施状況届出書

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第83条の規定により、地球温暖化対策の実施状況について、次のとおり届け出ます。

1. 事業者に関する事項

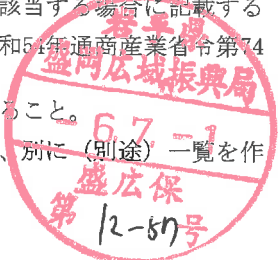
主たる工場又は事業場の名称	盛岡センター	*整理番号	
主たる工場又は事業場の所在地	〒020-0127 盛岡市前九年 3-23-20	*受理年月日	年 月 日
エネルギー使用量	4,732 kl	*施設番号	
自動車の使用台数	台		
二酸化炭素の排出の状況	別紙のとおり。		
二酸化炭素の排出の抑制のための措置状況			
その他の地球温暖化の対策の実施状況			
変更年月日及び理由	年 月 日		
エネルギーの使用の合理化等に関する法律第19条第1項に定める連鎖化事業者	該当しない		

2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	エネルギーの使用量
基地局_岩手県	岩手県	3,887 kℓ
基地局WCP_岩手県	岩手県	475 kℓ
盛岡センター	〒020-0127 岩手県盛岡市前九年 3-23-20 盛岡センター	346 kℓ

備考1 *印の欄には、記載しないこと。

- エネルギー使用量の欄は県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則第39条第1項に規定する工場又は事業場に該当する場合に、自動車の使用台数の欄は同条第2項に該当する場合に記載すること。
- エネルギー使用量については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条の方法により原油の数量へ換算した量を記載すること。
- 変更計画書の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧の記載欄が足りない場合には、別に（別途）一覧を作成の上、添付してください。（A4）



2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧の記載欄が足りない場合の記載欄

工場等の名称	工場等の所在地	エネルギーの使用量
二戸中継所	T028-6103 岩手県二戸市石切所字森合 38-1 二戸駅構内 二戸中継所	5 kℓ
マリオスビル	T020-0045 岩手県盛岡市盛岡駅西通二丁目9番1号	4 kℓ
花巻幹線機器室(花巻SCH)	T250-0011 岩手県花巻市矢沢10 花巻幹線機器室	3 kℓ
水沢中継所	T023-0132 岩手県奥州市水沢羽田町字下川端 7-3 水沢中継所	3 kℓ
北上幹線機器室(北上SCH)	T240-0032 岩手県北上市川岸3-17 北上幹線機器室	2 kℓ
二戸幹線機器室(二戸通信電源))	T286-6103 岩手県二戸市石切所字下ノ平 二戸幹線機器室	2 kℓ
いわて沼宮内幹線機器室(沼宮内通信電源)	T028-4303 岩手県岩手郡岩手町大字江刈内 いわて沼宮内幹線機器室	2 kℓ
水沢江刺幹線機器室(水沢SCH)	T023-0132 岩手県奥州市水沢羽田字窪田169-2 水沢江刺幹線機器室	2 kℓ
一関中継所	T021-0815 岩手県一関市要害 48-3 一関中継所	0 kℓ
花巻中継所	T028-3141 岩手県花巻市石鳥谷町五大堂 18 地割 41-2 花巻中継所	3 kℓ
一関自交室	T021-0843 岩手県一関市深町16 一関自交室	0 kℓ
		kℓ
		kℓ
		kℓ
		kℓ

1 温室効果ガスの排出状況

(1) エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量

エネルギーの種類		(2023) 年度					E=B-D	二酸化炭素排出 量 (t-CO ₂)	約算値二酸化炭 素排出量 (t-CO ₂)	対前年度比二 酸化炭素排出 量 (t-CO ₂)
		エネルギーの使用量		販売したエネルギー使用量						
		数量 A	単位 B	数量 C	単位 D	数量 E				
化石燃料	原油(コンデンセートを除く)		kL		kL					
	原油のうちコンデンセート(NGL)		kL		kL					
	凝縮油(ガソリン)		kL		kL					
	ナフサ		kL		kL					
	ジェット燃料		kL		kL					
	灯油		kL		kL					
	軽油		kL		kL					
	A重油		kL		kL					
	B・C重油		kL		kL					
	石炭アスファルト		t		t					
	石炭コークス		t		t					
	石油ガス	液化石油ガス(LPG)		t		t				
		石油系炭化水素ガス		千m ³		千m ³				
		液化天然ガス(LNG)		t		t				
		その他可燃性天然ガス		千m ³		千m ³				
石炭	輸入原料炭		t		t					
	原料炭		コークス用原料炭		t					
		灰込用原料炭		t						
	一般炭		輸入一般炭		t					
		国産一般炭		t						
	輸入熱電炭		t		t					
石炭コークス		t		t						
コールタール		t		t						
コークス炉ガス		千m ³		千m ³						
高炉ガス		千m ³		千m ³						
発電用高炉ガス		千m ³		千m ³						
転炉ガス		千m ³		千m ³						
その他の燃料	()				千m ³					
	()									
非化石燃料	黒炭		t		t					
	木材		t		t					
	木質炭材		t		t					
	バイオエタノール		kL		kL					
	バイオディーゼル		kL		kL					
	バイオガス		千m ³		千m ³					
	その他バイオマス		t		t					
	RDF		t		GJ/t					
	RPF		t		GJ/t					
	廃タイヤ		t		GJ/t					
	廃プラスチック(一般廃棄物)		t		GJ/t					
	廃プラスチック(産業廃棄物)		t		GJ/t					
	廃油		kL		GJ/kL					
	廃棄物ガス		千m ³		千m ³					
	混合廃材		t		t					
水素		t		t						
アンモニア		t		t						
その他燃料()										
小 計 ①										
熱	産業用蒸気		GJ		GJ					
	産業用以外の蒸気		GJ		GJ					
	暖水		GJ		GJ					
	冷水		GJ		GJ					
	地熱		GJ		GJ					
	温泉熱		GJ		GJ					
	太陽熱		GJ		GJ					
	温水熱		GJ		GJ					
	小 計 ②									
	電気事業者①	21,227.36	千kWh	183,404	千kWh	183,404	10,127	10,127		
	電気事業者②(※電算機用・小規模使用)		千kWh		千kWh					
	自己発電(非燃料由来を除く)		千kWh		千kWh					
自家発電	太陽光		千kWh		千kWh					
	水力		千kWh		千kWh					
	風力		千kWh		千kWh					
	その他		千kWh		千kWh					
小 計 ③					183,404	10,127	10,127			
合 計 ④=①+②+③					183,404	10,127	10,127			

(2) 原油換算エネルギー使用量=(1)のエネルギー合計使用量×0.0255

原油換算エネルギー使用量	4,732	kL
--------------	-------	----

(3) 温室効果ガスの総排出量

区 分		温室効果ガスの排出量
二酸化炭素の排出量	エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	10,127 t-CO ₂
	上記以外の二酸化炭素	
メタンの排出量		t-CO ₂
一酸化二窒素の排出量		t-CO ₂
ハイドロフルオロカーボンの排出量		t-CO ₂
パーフルオロカーボンの排出量		t-CO ₂
六フッ化硫黄の排出量		t-CO ₂
三フッ化窒素の排出量		t-CO ₂
合 計		10,127 t-CO ₂

備考1 原油換算量は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第4条の方法により換算してください。

2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)の第3条の規定により算定してください。

3 エネルギーの使用量の欄には、県内に設置している工場又は事業所並びに店舗におけるエネルギー使用量の合計を記載してください。

単位 換算 係数	排出係数
39.3	0.0190
34.8	0.0183
33.4	0.0187
33.3	0.0186
35.3	0.0188
35.5	0.0187
38.0	0.0188
38.9	0.0193
41.8	0.0202
40.0	0.0204
34.1	0.0245
50.1	0.0163
46.1	0.0144
54.7	0.0139
38.4	0.0139
28.7	0.0248
28.9	0.0245
28.3	0.0251
26.1	0.0243
24.2	0.0242
27.8	0.0259
29.0	0.0299
37.3	0.0209
18.4	0.0109
3.23	0.0264
3.45	0.0264
7.53	0.0420
40.00	2.0600
13.6	
13.2	
17.1	
23.4	
35.6	
21.2	
13.2	
18.0	0.0162
26.9	0.0166
33.2	0.0135
29.3	0.0257
29.3	0.0239
40.2	0.0179
21.2	
17.1	
142.0	
22.5	
1.17	0.0654
1.19	0.0532
1.19	0.0532
1.19	0.0532
1.00	
1.00	
1.00	
1.00	
8.64	0.477
8.64	
3.6	
3.6	
3.6	
3.6	

●この算定表は、計画書及び届出書に別紙として添付する様式となります。

●また、この様式にエネルギー使用量を入力することで、エネルギー起源二酸化炭素を算定することができます。
(エネルギー起源以外の温室効果ガス排出量について、個別に算定する必要があります。)

●エネルギー起源二酸化炭素排出量を算定する際は、淡黄色の欄に、エネルギー使用量を入力してください。

●また、販売したエネルギーがある場合や、その他の燃料を使用している場合も、淡黄色の欄に数値等を入力してください。

●単位換算係数や排出係数に、実測値を用いる場合は、適宜、数値を変更してください。なお、この場合は、計画書(報告書)の特記事項にこの旨を記載するとともに、根拠資料を添付してください。

●都市ガスの単位換算係数は、ガス供給者ごとの実際の数値を入力してください。

●ガス事業者別排出係数をご確認いただき、排出係数をご入力ください。

●産業用以外の蒸気、温水、冷水については換算係数の数値として供給事業者が独自の数値を提供する場合は、その値を用いることができます。その場合には計算表に記入されている値を修正して計算してください。
なお、非化石熱を使用されている場合は、省エネ法の基準に倣い、その使用量を入力してください。

●電気に係る温室効果ガスの算定にあたっては、毎年度、国が公表する基礎排出係数を入力してください。(排出係数は毎年度変更されます)
<参考>令和5年度の排出量を計算するための、東北電力の基礎排出係数は、0.477(t-CO₂/kWh)となっています。

●特定規模電気事業者の場合は、国が公表する各事業者毎の基礎排出係数を入力してください。
(令和5年12月22日 環境省・経済産業省公表「電気事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用)」一令和4年度実績一)

●これ以外の場合は、実測に基づいた係数を入力してください。なお、実測値がわからない場合は、代替値を用います。

●原油換算エネルギー使用量が、1,500kL以上の場合は、条例に規定する「特定事業者」に該当します。

●黄緑色のセルは、自動的に入力、計算されます。

●算定方法参考(環境省HP)
<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/manual>

●緑色のセルの数値が、事業者の温室効果ガス排出量となります。

別紙 その2

1 地球温暖化対策計画の達成状況

【目標値の達成状況(進捗状況)】

目標値の原油換算値5572klに対し、令和5年度実績4732klのため目標達成。
下記の取組を実施することで目標値以下の原油換算KLにおさえることができた。

【具体的な取組状況】

○省エネルギー

- ・環境保全に関する社員啓発活動の実施(Eラーニング、ペーパーレス等)
- ・「COOL CHOICE」キャンペーンの社員への案内および、クールビズ、ウォームビズの推奨実施とその継続
- ・エネルギー効率の高い設備への更新と新設の推進
- ・室内照明の適切な灯によるエネルギー削減

○再生可能エネルギー(再エネ設備導入、再エネ由来電力の調達)

- ・基地局で使用しているSBパワー供給電力の非化石証書付メニューへの切替を実施

備考 計画書に記載した各種取組の進捗・達成状況について記載してください

2 その他の地球温暖化の対策の実施状況

・今後もサービス向上のために基地局設備の増設を進める予定にしており、エネルギー使用量とCO2排出量は増加が見込まれます。また、弊社の携帯電話ユーザが増えると、トラフィックが増加するため、1局あたりの排出量についても増加傾向になると思われますが、可能な範囲で排出量の削減に努めます。

- ・基地局で使用しているSBパワー供給の電力使用量の60%分(事業者全体の)の非化石証書付メニューへの切替を実施